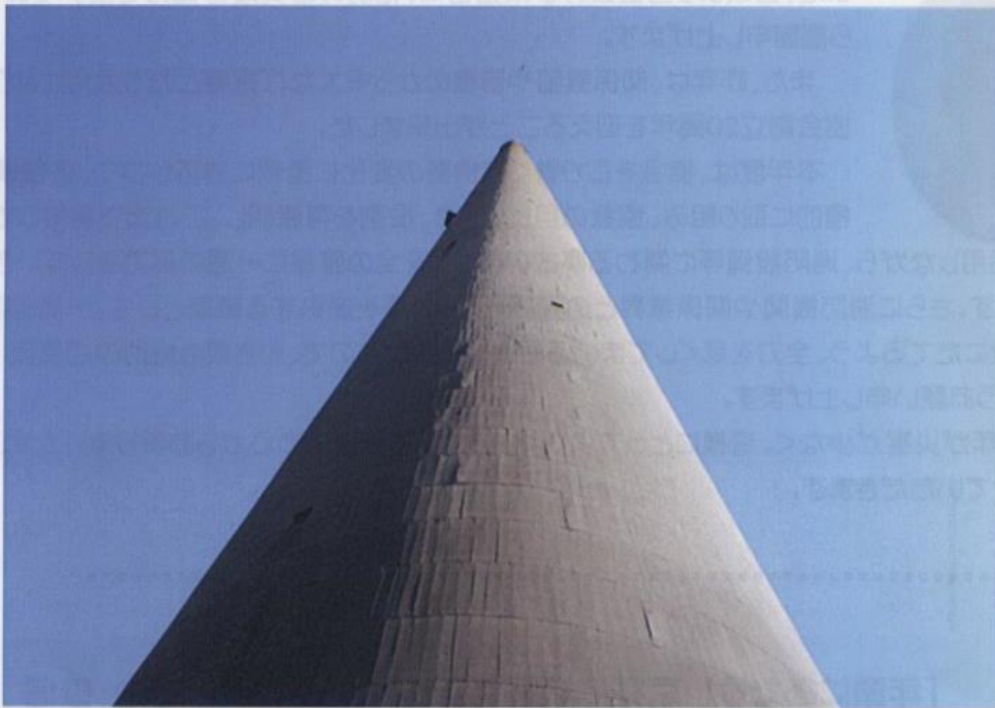


会 報

2015 2月

京築消防設備



◆国の重要文化財

針尾送信所(はりおそうしんじょ)は、長崎県佐世保市の針尾島にある海上保安庁の無線送信所である。

敷地内にある巨大な 3 本のコンクリート製の電波塔、針尾無線塔は大正時代より建つ自立式電波塔としては高さ(136m)・古さ(大正7年)ともに日本一である。「旧佐世保無線電信所(針尾送信所)施設」の名称で国の重要文化財に指定されている。 ※平成 26 年度視察研修 1日目に見学した場所です。

---史跡シリーズ---

針生電波塔跡

(長崎県佐世保市の針尾島)

目 次

- * 年頭の辞 (会長、消防長)
- * 児童防火標語
- * 視察研修
- * 消防関係法令の改正
- * 平成27年講習会等

願	監	監	理	理	理	理	理	理	常	副	副	会	役員名簿	
問	事	事	事	事	事	事	事	事	任	会	会	長		
谷	林	高	米	木	朝	六	村	上	相	青	中	小		岩
中	田	濱	田	下	来	田	口	城	良	山	井	田		崎
義	竜	直	龍	裕	律	一	立	直	榮	尚	和	伸	真	
信	一	規	之	介	司	則	美	己	之	一	人	行	砂	
													巳	

年頭の辞

「年頭の辞」 京築消防設備安全協会 会長 岩崎 真砂巳



平成27年の新春を迎え、会員の皆様に謹んでお慶びを申し上げます。
また、日頃より当協会の事業運営に、格別のご支援ご協力を頂いており、心から感謝申し上げます。

また、昨年は、関係機関や皆様のから多大なご指導とお力添えにより無事に協会創立20周年を迎えることが出来ました。

本年度は、協会を取り巻く諸情勢の変化に柔軟に対応しつつ、各種事業に積極的に取り組み、協会の目的、使命、役割を再確認し、これまで蓄積してきた技術情報等を活用しながら、消防設備等に関わる事故の防止、安全の確保に一層の努力をしていきたいと考えております。さらに消防機関や関係業界との連絡・協調の場を提供する組織として、一層信頼され、皆様方のお役にたてるよう、全力を尽くしてまいり所存でありますので、引き続き格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が災害が少なく、皆様にとってよりよい年でありますよう心からお祈り申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

「年頭にあたり」 京築広域圏消防本部 消防長 谷中 義信



平成 27年の輝かしい新春を迎え、京築消防設備安全協会会員の皆様に謹んでお慶びを申し上げます。また、平素より消防設備等に係る災害防止と安全思想の普及啓発にご尽力され、多大な貢献をなされていますことに、深い敬意と感謝の意を表する次第でございます。

さて、昨年の国内における災害状況を顧みますと、局地的自然災害が全国各地で発生し、多くの尊い人命と貴重な財産が失われるなど、甚大な被害となりました。

当消防本部においては、昨年の東九州自動車道の一部開通に伴い、交通災害等の大規模化、複雑多様化が懸念されます。開通二ヶ月余りですが、幸いにも人的被害等は発生しておりません。また、昨年の火災件数38件、救急件数4,134件と5年前と比べ増加の一途をたどっています。これらを踏まえ、日頃から関係機関との連携強化を深め、「安全・安心」な地域づくりを目指して組織の充実強化に取り組む所存であります。

会員事業所の皆様におかれましては、住民が安心して暮らせる安全な地域づくりのため、より一層のご尽力とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、京築消防設備安全協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、ご多幸、そして何より、本年が災害のない平穏で幸多き一年でありますことを心からご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

児童防火標語

★平成 27 年管内児童防火標語がきました

『火事おきて なくすよ家も 思い出も』

築上町立 西角田小学校五年 白川 百香さん

児童の防火意識の高揚を図り、火災予防を喚起するため、消防本部が毎年実施している児童防火標語に今年も協賛しました。

今回は、築上町の小学5年生を対象に募集し、8校149篇の応募がありました。平成26年11月12日、消防本部会議室に於いて当協会長をはじめ、豊前市教育委員会長、危険物安全協会長、消防長による審査会で入選 10 点、佳作1点、優秀1点を選びました。



点検式で白川さんと会長



防火ポスター

優秀作品のポスターを、管内の学校、店舗、事業所などに掲出していただき、火災予防を呼びかけます。平成 27 年消防点検式(1 月 7 日)において、消防長から白川百香さんに賞状と記念品が贈られました。

視察研修



無窮洞にて一同



海上自衛隊佐世保基地資料館

日 時 平成26年11月 20・21日

場 所 針生電波塔跡・無窮洞・海上自衛隊資料館
今年度は、参加者18名の宿泊研修を実施致しました。

研修初日は、国の重要文化財の針生電波塔跡、『無窮洞(むきゅうどう)』第二次世界大戦のさなか(1943年)、当時の宮村国民学校の教師と小学生たちが掘った巨大な防空壕で避難中でも授業や生活ができるように、教壇まで備えた教室をはじめ、トイレや炊事場、食料倉庫まで設けてあり、戦時下の時代背景を知る事ができました。

二日目は、海上自衛隊佐世保基地資料館を視察し、旧日本海軍・佐世保鎮守府時代から海上自衛隊にいたる現在までの資料約4,400点を収蔵、そのうち約1,300点を常設展示していました。映像や写真、模型、当時の資料などを通じ、旧海軍、自衛隊の変遷を知ることができました。

消防関係法令の改正

【改正概要】

消防法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第333号)において、消防法施行令別表第一(六)項イに掲げる病院、診療所及び助産所におけるスプリンクラー設備、屋内消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消火器又は簡易消火器具及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置に関する基準の見直しを行うものである。

また、上記の改正に関連して、消防法施行規則及び火災通報装置の基準の規定を見直すものである。

【改正理由】

平成25年10月11日に発生した福岡市有床診療所火災を受けて、「有床診療所病院火災対策検討部会」の開催、関係団体への聞き取り調査等、火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行ってきたところである。

今回の政令改正においては、上記検討部会における検討の結果等を踏まえ、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院について、原則として、延べ面積にかかわらず、スプリンクラー設備の設置を義務付けるほか、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置対象となる施設の面積要件を見直す。併せて、屋内消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消火器又は簡易消火器具及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置に関する基準を見直すこととする。

また、上記の政令改正に関連し、消防法施行規則において、スプリンクラー設備の設置を要しない診療科名、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の面積要件に算入しない部分、消防機関へ通報する火災報知設備と自動火災報知設備の連動等を規定するほか、火災通報装置の基準において、火災通報装置を自動火災報知設備と連動させる場合の基準等について規定することとする。

1. 消防法施行令の一部を改正する政令について

【内容】

- (1) スプリンクラー設備の設置基準の見直し
- (2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置基準の見直し
- (3) 屋内消火栓設備(及び動力消防ポンプ設備)の設置基準の見直し
- (4) 消火器又は簡易消火用具の設置基準の見直し
- (5) 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準の見直し
- (6) 防火対象物の用途区分の見直し(別表第一(六)項イを火災危険性等に応じて細分化する。)
- (7) その他:所要の規定の整備を行う。

【施行期日】

平成28年4月1日((2)及び(3)のうち、「延べ面積」を「基準面積」に改める改正については、平成27年3月1日(1)については、平成27年4月1日、(2)については、平成28年4月1日。

【経過措置】

(1)は、平成37年6月30日までの間、なお従前の例による。

(2) 消防機関へ通報する火災報知設備について<【内容】(5) 関係>

消防機関へ通報する火災報知設備の設置義務の範囲の拡大については、既存の防火対象物における設備の技術上の基準は、平成31年3月31日までの間、なお従前の例による。

講習会等の案内

甲種防火管理講習会(消防本部実施) 平成27年8月中旬頃実施予定

甲種防火管理再講習会(消防本部実施) 平成27年7月中旬頃実施予定

消防設備士試験(福岡県実施)

第1回及び第2回試験受付 平成27年5月中旬頃

第3回試験受付 平成27年10月初旬頃

※平成27年度の講習日程については、詳細な日程が決定していませんのであくまで目安です。